

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を
設立する協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	協定の内容	二
1	設立及び加盟者	二
2	目的	二
3	任務	二
4	加盟者の協力	三
5	業務	三
6	機構	三
7	執行委員会の構成	三
8	執行委員会の権限及び手続	三
9	投票	三
10	諮問委員会	三
11	事務局長及び職員	四
12	秘密性	四
13	予算及び財政	四

14	連絡	四
15	所在地	四
16	地位、特権及び免除の目的	四
17	A M R O の法的地位	四
18	A M R O の特権及び免除	五
19	A M R O の人員の特権及び免除	五
20	実施	五
21	免除の放棄	五
22	解釈及び紛争解決	五
23	移行取決め	五
24	最終条項	六
25	付表	六
	三 協定の実施のための国内措置	六
	(参考)	七

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 平成二十三年（二十一年）、東南アジア諸国連合（ASEAN）構成国並びに日本、中華人民共和国及び大韓民国（以下「ASEAN+3」という。）並びに香港の財務当局の長及び中央銀行総裁の間の契約に基づいて、シンガポールに同国の一般国内法人として有限責任法人東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務所（以下「有限責任法人AMRO」という。）が設立された。これは、平成二十年（二十八年）に始まった世界経済危機がこの地域に深刻な影響を与える懸念が高まったことを受けて、平成二十一年（二十九年）のASEAN+3特別財務大臣会議において、地域の経済及び金融の状況に関する監視並びに調査及び分析業務を担う機関の早期設立が必要との認識で一致したことを受けたものである。

(2) しかしながら、有限責任法人AMROは、現在、ASEAN+3の一部及び関係する国際機関から任務を遂行する上で必要な全ての情報を得ることができていない。こうした状況を改善し、有限責任法人AMROが地域の経済及び金融の状況に関する監視等を行う機関としてより効果的に機能するようにするため、その独立性を高めることが必要となった。

(3) これを受け、ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会合の枠組みの中で有限責任法人AMROが効果的にその機能を果たすことができるようにするための方策が議論された結果、有限責任法人AMROを条約に基づく国際機関とし、任務の遂行に必要な法的地位等を付与することが必要であるとの結論に至った。その後、平成二十四年（二十二年）十月から有限責任法人AMROの機能を引き継ぐ国際機関を設立するための条約の作成に向けた交渉が開始され、平成二十六年（二十四年）十月、この協定が署名された。

2 協定締結の意義

この協定は、地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務所（以下「AMRO」という。）を設立すること並びにその運営について定めるものである。我が国がこの協定を締結し、その早期発効に寄与することは、我が国が地域の経済及び金融の安定化のための協力を主導していくとの見地から有意義であると認められる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) A M R O に対し法人格を付与する義務
- (2) A M R O 及び A M R O の事務局長等に対し特権、免除等を付与する義務
- (3) A M R O の運営経費として分担金を支払う義務

4 早期国会承認が求められる理由

A M R O の設立は、世界経済のけん引役として重要な役割を果たしている東アジア地域の金融セーフティネットを強化するものであり、我が国を含む世界全体の経済及び金融の状況の安定化を図る上で有意義である。また、地域の経済及び金融の状況の安定化に積極的に貢献し、我が国が今後引き続き地域における金融協力を促進していく観点からも、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十八箇条及び末文並びに一の付表から成り、その概要は、次のとおりである。

1 設立及び加盟者（第一条）

締約者は、この協定により、目的及び任務の遂行のため完全な法人格及び法的能力を有する国際機関として、A M R O を設立する。

2 目的（第二条）

A M R O は、地域の経済の監視及び地域金融取決めの実施を支援することを通じ、地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献することを目的とする。

3 任務（第三条）

A M R O は、加盟者のマクロ経済の状況及び金融の健全性について監視し、評価し、及び加盟者に報告すること、地域におけるマクロ経済及び金融に係る危険及びぜい弱性を明らかにすること、危機を緩和するための政策的な勧告を作成することを通じて加盟者

を支援すること、地域金融取決めの実施に当たり加盟者を支援すること等を任務とする。

4 加盟者の協力（第四条）

各加盟者は、自己の関係法令により認められる範囲内で、AMROの活動のために合理的に必要とされる関連する情報及び支援をAMROに提供するものとし、また、誠実にAMROに協力する。

5 業務（第五条）

AMROは、毎年、各加盟者と協議（年次協議訪問）を行うことができるものとし、目的及び任務の遂行のために望ましいと認める報告の準備等を行う。

6 機構（第六条）

AMROに、執行委員会、諮問委員会、事務局長及び職員を置く。

7 執行委員会の構成（第七条）

各加盟者は、執行委員会に代表を出すものとし、このため、代理を二人まで任命することができる。一人の財務代理は、加盟者の政府から財務に責任を有する者が、一人の中央銀行代理は、加盟者の中央銀行又はこれに相当する機関から、任命される。

8 執行委員会の権限及び手続（第八条）

この協定に基づくAMROの権限であって、諮問委員会又は事務局長に付与されていないものは、全て執行委員会に属するものとし、執行委員会は、AMROが準備する報告並びに事務局長が準備する他の報告及び評価の検討、年次報告、年次予算及び事業計画の検討及び承認、事務局長及び諮問委員会の委員の任命等を行う。

9 投票（第九条）

執行委員会の会合の定足数は、代理の過半数で合計して付表に定める総投票権数の三分の二以上を行使するものとする。執行委員会の決定は、コンセンサス方式によって行うものとし、コンセンサスに達することができない場合には、付表に定める総投票権数の三分の二以上の多数による承認で効力を生ずる。

10 諮問委員会（第十条）

諮問委員会は、AMROによるマクロ経済の評価及び勧告に対し、時宜を得た戦略的、技術的かつ専門的な意見を事務局長に提供する。諮問委員会は、経済の専門家である六人以下の委員で構成する。諮問委員会の委員は、執行委員会が任命する。

11 事務局長及び職員（第十一条）

執行委員会は、事務局長を任命する。事務局長は、執行委員会の会合に出席する。事務局長は、地域のマクロ経済及び金融の状況並びに政策に関する定期的な評価を執行委員会へ提供すること等を行う。事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、AMROに対してのみ責任を負い、その他の当局に対しては責任を負わない。

12 秘密性（第十二条）

代理及び代理代行、諮問委員会の委員、事務局長及び職員、AMROのための任務を遂行する専門家等は、任務を遂行している間又は遂行しようとする間に受領した情報を開示してはならない。

13 予算及び財政（第十三条）

AMROは、その任務を効果的に遂行するために必要な資金を提供される。事務局に関する経費は、シンガポール共和国が負担するものとし、残余の全ての経費は、付表に定める分担金の割合に従い、加盟者が負担する。

14 連絡（第十四条）

各加盟者は、AMROが連絡することができる適当な公的機関を二まで指定することができる。AMROは、その全ての連絡を当該公的機関に対して行う。AMROの公用語は、英語とする。

15 所在地（第十五条）

AMROの本部は、シンガポール共和国に置く。

16 地位、特権及び免除の目的（第十六条）

AMROが効果的にその目的及び任務を遂行することを可能にするため、AMROに対し、各加盟者の領域において、この協定に規定する法的地位、特権、免除及び課税免除を与える。

17 AMROの法的地位（第十七条）

AMROは、完全な法人格を有し、特に、契約の締結、不動産及び動産の取得及び処分並びに訴えの提起を行う完全な法的能力を有する。

18 AMROの特権及び免除（第十八条）

AMROは、あらゆる形式の訴訟手続の免除、AMROの財産及び資産に対するあらゆる形式の押収、強制処分又は抵当権の実行の免除、AMROの記録及びAMROが所有し、又は保管する文書の不可侵等の特権及び免除を付与される。

19 AMROの人員の特権及び免除（第十九条）

代理及び代理代行、諮問委員会の委員、AMROの事務局長及び職員並びにAMROのための任務を遂行する専門家（以下「AMROの人員」という。）は、公的資格で行った口頭及び書面による陳述並びに行為についての訴訟手続からの免除並びに公用の書類及び文書の不可侵等の特権及び免除を享受する。

20 実施（第二十条）

各加盟者は、AMRO及びAMROの人員の法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜を自己の領域内で実施するために必要な措置をとる。法的地位、特権、免除、課税免除及び便宜については、AMROが所在していない加盟者の領域においては、当該加盟者の法令が認める範囲内で、AMRO及びAMROの人員に与えることができる。

21 免除の放棄（第二十一条）

執行委員会は、代理及び代理代行、執行委員会の委員並びに事務局長に与えられる免除を自己が決定する範囲内及び条件で放棄することができる。事務局長は、職員及びAMROのための任務を遂行する専門家に与えられる免除を放棄することができる。

22 解釈及び紛争解決（第二十三条）

加盟者は、この協定の解釈又は適用に関する紛争をその紛争が生じた時から六箇月以内に交渉によって解決するよう努める。当該交渉によって解決することができなかった紛争は、執行委員会に付託され、その決定は、最終的なものとする。

23 移行取決め（第二十八条）

執行委員会は、有限責任法人AMROとAMROとの間の移行取決めを監督する。

24 最終条項（第二十二條及び第二十四條から第二十七條まで）

この協定の改正、効力発生、加盟者の地位及び脱退等について規定している。

25 付表

各加盟者の分担金の負担割合及び投票権数の配分が掲げられている。

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 この協定の締結により、付表に定める割合に基づいて決定される分担金を支払う義務を負う。

(参 考)

- 1 作成 平成二十六年十月十日 ワシントンにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十七年二月一日現在 未発効（中華人民共和国、日本国及び大韓民国並びに少なくとも五の東南アジア諸国連合の構成国（シンガポール共和国を含む。）が批准書、受諾書又は承認書を寄託した後六十日目の日に効力を生ずる。）
- 3 署名者 十三箇国及び香港
ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、インドネシア、日本国、大韓民国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、香港
- 4 締約者 平成二十七年二月一日現在 なし

